平成22年度

事　業　計　画

自　平成22年 4 月 1 日

至　平成23年 3 月31日

財団法人　日本情報処理開発協会

平成２２年度事業計画

目　次

【　電子情報利活用の推進　】
１　電子情報流通基盤の整備 ---------- 1
(1)　次世代電子情報流通基盤の整備に関する調査研究（㈶ＪＫＡ補助事業） ---------- 1
①　ＰＯＵ情報利活用の法制度に関する調査研究 ---------- 1
②　金流・商流・物流の情報連携に関する調査研究 ---------- 1
(2)　利用時点情報と販売時点情報を利用したスマートライフサポートに関する調査研究 ---------- 1
(3)　電子情報流通の国際連携に関する調査研究（㈶ＪＫＡ補助事業） ---------- 1
①　アジア地域とのｅビジネス促進に関する調査研究 ---------- 1
②　ｅビジネスに関する日韓協力 ---------- 1
(4)　次世代電子情報利活用推進フォーラムの運営 ---------- 1

２　パーソナル情報利活用基盤の整備 ---------- 2
(1)　パーソナル情報の利用のための調査研究（㈶ＪＫＡ補助事業） ---------- 2

３　Ｇ空間基盤の整備 ---------- 2
(1)　時空間情報システム基盤の整備事業（国庫委託応募事業） ---------- 2
(2)　空間参照系統合管理に関する調査（㈶ＪＫＡ補助事業） ---------- 3
(3)　時空間情報サービス市場の振興に関する調査及び普及啓発 ---------- 3
①　時空間情報サービスの技術と市場に関する調査（㈶ＪＫＡ補助事業） ---------- 3
②　ｇコンテンツ流通推進協議会の運営 ---------- 3
(4)　時空間情報システムに係る標準化 ---------- 3
①　プローブ情報プラットフォームに関する標準化調査研究 ---------- 3
②　ＰｌａｃｅＸＭＬの国際標準化 ---------- 3
③　ＳＶＧのＪＩＳ化協力 ---------- 4

４　スマートハウス／コミュニティの推進 ---------- 4
(1)　スマートハウスのビジネスモデルに係る調査研究（国庫委託応募事業） ---------- 4
(2)　スマートハウス／シティ推進フォーラムの運営 ---------- 4

５　ビジネスインフラの整備 ---------- 5
(1)　標準ビジネス取引基盤構築に関する調査研究　（㈶ＪＫＡ補助事業） ---------- 5
(2)　ビジネスインフラに係る国際標準化への対応に関する調査研究 ---------- 5

(3)　ビジネスデータ品質に関する調査研究（㈶ＪＫＡ補助事業） ---------- 5
(4)　エンジニアリングデータの交換に関する国際標準化 ---------- 5
①　エンジニアリング分野のデータ品質に関する国際標準化 ---------- 5
②　ISO TC184/SC4 に関する国際規格の審議 ---------- 5
(5)　標準企業コードの利用領域拡大（登録・管理） ---------- 5
(6)　ＯＳＩオブジェクトの登録・管理 ---------- 6

６　安信簡情報環境の整備 ---------- 6
(1)　電子認証の民間制度・基盤の確立に関する調査研究（㈶ＪＫＡ補助事業） ---------- 6
(2)　安全な情報管理と業務効率化に資するＩＤ連携のあり方に関する調査研究 ---------- 6
(3)　模造品対策におけるトレーサビリティに関する国際標準化 ---------- 6
(4)　電子記録管理基盤に関する調査研究 ---------- 7
①　ビジネス記録の利活用システム共通基盤化に関するフィージビリティスタディ ---------- 7
②　電子データ保存システムに関する調査研究　（㈶ＪＫＡ補助事業） ---------- 7
(5)　電子文書応用基盤フォーラムの運営 ---------- 7

７　電子情報利活用における個人情報保護基盤の整備 ---------- 7

【　電子情報の安全･安心に係る制度の運営及び向上　】
１　プライバシーマーク制度の運用 ---------- 8
(1)　プライバシーマーク制度の運用 ---------- 8
(2)　プライバシーマーク制度に係る情報提供 ---------- 8
(3)　プライバシーマーク審査員の評価登録 ---------- 8

２　認定個人情報保護団体の運営 ---------- 9

３　情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営 ---------- 9
(1)　ＩＳＭＳ適合性評価制度の運用 ---------- 9
(2)　ＩＴＳＭＳ適合性評価制度の運用 ---------- 9
(3)　ＢＣＭＳ適合性評価制度の運用 ---------- 9

４　電子署名・認証制度の推進支援 ---------- 10
(1)　特定認証業務の認定に係る業務の実施方法等の調査 ---------- 10
(2)　電子署名・認証の利用促進ならびに普及啓発（国庫委託応募事業） ---------- 10

５　安全安心に係る制度の向上に関する調査及び普及啓発 ---------- 10
(1)　ＩＴサービスマネジメントの利活用によるシステム構築・運用環境の改善に向けた
調査研究（㈶ＪＫＡ補助事業）　10
①　ソフトウェア資産管理に関する調査研究 ---------- 10

② 情報セキュリティの総合的普及啓発シンポジウムの開催 ---------- 11
(2) 経済産業分野における個人情報保護ガイドライン見直し（国庫委託応募事業） ---------- 11
(3) 電子署名に関する調査---------- 11

【 電子情報利活用の促進に関する普及啓発及び広報 】
１ 情報化月間への協力---------- 11

２ セキュリティ＆プログラミング・キャンプ 2010 の実施（IPA 委託応募事業） 11

３ 情報提供及び普及啓発---------- 12
(1) 情報化白書の発行---------- 12
(2) 事業活動・成果等の情報提供---------- 12
(3) 賛助会員サービス---------- 12

【　電子情報利活用の推進　】

1　電子情報流通基盤の整備

⑴ 次世代電子情報流通基盤の整備に関する調査研究　（㈶ＪＫＡ補助事業）

① ＰＯＵ情報利活用の法制度に関する調査研究

インターネットの普及により様々な情報とサービスの提供が受けられるようになったが、そのサービスも日々、進化し、多様化している。その中で、家庭にある製品やインターネット上のサービスの利用時点（POU：Point of Use）の情報を収集、分析することで、新たなサービスを展開することが可能な状況となっている。

本事業では、POU 情報を事業者間で連携し、共有することによって可能になる様々なサービスについて、それを実現するために解決すべき法制度上の課題を整理し、現行の法制度の制約の中での解決策の検討、ならび提言を含む法制度上の問題点の検討を実施する。

② 金流・商流・物流の情報連携に関する調査研究

電子タグ、GPS 携帯等の情報収集技術の進歩により、“物”の詳細な位置をリアルタイムに収集できるようになったが、サプライチェーンのような業界を横断する情報利用の場合には、それぞれの業界の必要性から位置情報の定義・粒度が異なっていて、その“物”の詳細な位置情報が相互に利用できないという問題がある。

このため、位置情報の業界横断的な連携利用について、金流・商流・物流の EDI 情報における位置情報と利用に関して、具体的にケーススタディを設定して調査研究を行い、情報と物が一致した次世代の電子情報活用のための課題を検討する。

⑵ 利用時点情報と販売時点情報を利用したスマートライフサポートに関する調査研究

IT 機器や情報インフラの発達により、快適な生活を支援する様々なサービスが実現してきた。しかしながら、それらのサービスを有効に活用するには、IT 機器や情報を使いこなすスキルを要求されることも事実である。本研究では、特に高齢者が情報社会において安心・安全かつ快適な生活を送ることを支援する「スマートライフサポート」について研究を行う。

具体的には、高齢者が生活するうえで生成する各種情報（利用時点情報や販売時点情報）を関係者間で共有するためのしくみや課題を整理し、サービスを提供する事業者、デイケアサービス等高齢者の生活支援者、高齢者本人などの間で、サポートに必要な情報を、必要な人とだけ共有することが可能な方式について検討する。

⑶ 電子情報流通の国際連携に関する調査研究　（㈶ＪＫＡ補助事業）

① アジア地域とのｅビジネス促進に関する調査研究

経済関係が深まっているアジア域内とのｅビジネスを促進するため、引き続きアジア主要国の EC の実態や制度等の調査を行うとともに、中国を中心にｅビジネスに係わる連携や共同研究の可能性やその具体化に必要な事項を整理する。

② ｅビジネスに関する日韓協力

「日韓デジタルエコノミー推進協議会」等を通じ、重要な経済連携相手である韓国との間で、ｅビジネスについての関連法制度、円滑な利用を促進する事業等について、意見交換、情報交換を行い、両国間のｅビジネス展開、促進の環境整備を図る。

⑷ 次世代電子情報利活用推進フォーラムの運営

次世代の電子情報利活用のあり方や課題に関して、広く産業界の意見や要望を吸収する場として、当協会に「次世代電子情報利活用推進フォーラム」を設置して、運営を行う。

本フォーラムでは参加する会員間の情報交流や意見交換、また研究会活動の成果を通じて、次世代電子情報利活用の基盤整備のための方策の検討や必要に応じて政府への提言、政府施策の受け皿となる組織づくり等を行う。

また、セミナーや成果発表会、普及研修会等の開催を通して電子情報流通に関する技術基盤やシステム基盤、新しいビジネスモデルの仕組み等について情報発信する。

２　パーソナル情報利活用基盤の整備

(1)　パーソナル情報の利用のための調査研究（㈶ＪＫＡ補助事業）

従来、産業界では、個人からの情報を合法的に収集し、それを分析・利用することで、経済価値を創出してきた。近年ではセンサーネットワークなどの発展によって、個人から散発的に発信される情報が収集できるようになり、個人の属性に着目したサービス（パーソナライゼーションサービス）が企業間連携の流れの中でこれまで以上に拡大している。

その中で、プライバシーや個人情報の保護に十分な配慮を欠くことは、社会的非難を浴びるだけでなく、事業者の経営にとっても深刻な影響を与えるため、事業者の懸念がサービス実現の足かせになる恐れがある。

他方、たとえば、位置情報や視聴情報など、プライバシー・個人情報保護のために求められる基準に不明確な部分が残されているため、新しい技術を利用した新しいサービスが出てくる度にプライバシー・個人情報保護に関する検討がなされ、不明確であるがゆえに、社会的・法的責任の追及をおそれる企業の利用が萎縮し、現在課題になっている個人情報への過剰反応にもつながっていると考えられる。

クラウド化など新たなアーキテクチャーが具体化される中で、業者と利用者の情報の非対称性のバランスを保ちつつ、個人の発する情報の経済価値を通じて社会価値を増幅させるための制度的枠組みを具現化することが喫緊の課題となっている。

本事業では、従来の個人情報ではなく、パーソナル情報（単独で個人情報か否かに関わらず、個人と連結可能な情報の総称）という概念に基づき、個人のプライバシーを守りながら、産業界のさらなる発展を図るための方策として、その利用に係るマネジメントシステムの検討を行う。

３　Ｇ空間基盤の整備

平成 20 年に閣議決定された「地理空間情報活用推進基本計画」を受けて、経済産業省では、IT（地理空間情報処理など）とサービスを融合し、新産業の創出を目指す「Ｇ空間プロジェクト」や「ｅ空間」を推進し、地理空間情報の活用基盤の整備を図っている。

具体的には、①いつでも確かな位置が分かること、②位置から情報を安全に検索・利用できること、③多様な情報に位置を結びつけて取得・整理することに重点を置き、時間情報と空間情報の利用を促進することを通じて、新産業創出を図ることを試みている。

本事業では、このような政策との連携を図りつつ、技術や制度等の基盤整備・標準化・市場調査・産業界の連携推進の実施を通じて、政策の実現を支援する。

(1)　時空間情報システム基盤の整備事業（国庫委託応募事業）

情報空間と現実空間を結びつける共通 ID として、「緯度・経度・高さ」に「時間」を加えた

４Ｄを汎用的に用いることができる技術、情報基盤の整備を行う。具体的には、屋内空間での位置情報を活用するための情報モデルを作成し、実証事業を通じた標準化及び時空間情報の流通利用基盤の整備を行う。これによって、汎用的な４Ｄを用いて体系化された情報が流通できるプラットフォームの創出による産業クラスター創出を目指す。

なお、この事業成果についての普及活動や、関連する技術（PI（Place Identifier）（CD19155）など）の国際提案に向けた活動も併せて実施する。

⑵　空間参照系統合管理に関する調査（㈶ＪＫＡ補助事業）

位置情報を利用したサービスでは、そのコンテンツの表現方法が多様（例えば、緯度経度での表現や、店舗名での表現など）である。他方、事業者間のマッシュアップなどを通じて、異なる主体が所有する多くのコンテンツを集積して利用する場合に、その多様な表現の変換などに事業者は多大なコストを要している。

その多様な表現方法を持つコンテンツについて、「場所」情報の一意性が保証できる仕組みがあれば、情報到達コストが圧縮され、イノベーションの創出に寄与できる可能性があることから、そのような仕組みを「空間参照系統合管理」とし、方式やシステムでの実現性等の調査研究を行う。

⑶　時空間情報サービス市場の振興に関する調査及び普及啓発

①　時空間情報サービスの技術と市場に関する調査（㈶ＪＫＡ補助事業）

平成 21 年度の調査結果である、地理空間情報を集合知によりサービスを形成することの重要性に関する調査結果、及び社会インフラとなりつつある GPS が社会経済においてどの程度の影響度を有しているかの調査結果に基づいて応用調査を進めるとともに、センサーネットワーク（センサーを複合的にネットワークで接続することで役立つ情報を導き出す）の幅広い分野の中からスポットをあて、地理空間情報の利活用との相乗効果が期待できる内容を調査する。

②　ｇコンテンツ流通推進協議会の運営

時空間情報を有するコンテンツ（ｇコンテンツ）の流通環境を整備するため組織されている「ｇコンテンツ流通推進協議会」事務局の運営を行い、協議会会員間の情報交換の促進を図るとともに、Ｇ空間 EXPO や各種地理空間情報関連行事への協賛・参加など広報普及活動を一層強化する。また、上記の時空間情報システム基盤の整備等との連携を図りつつ実証実験等を実施し、具体的なビジネス活動への展開に資する。

（注）Ｇ空間 EXPO（主催：同実行委員会、関連団体（当協会、ｇコンテンツ流通推進協議会も参加）、関連学会、内閣官房等で構成）、期日：平成 22 年 9 月 19 日（日）～21 日（火）、会場：パシフィコ横浜）

⑷　時空間情報システムに係る標準化

①　プローブ情報プラットフォームに関する標準化調査研究

当協会では、車両等からの情報を収集･融合して利用するプローブ情報プラットフォームの生成データの品質調査、外部データとの適合性評価などを平成 21 年度に取りまとめた。

平成 22 年度では、収集系に関係する基本位置情報 DB・共通車両情報 DB・交通情報 DB の要件及び全国展開向けインタフェース・データベース要件（リアルタイム DB、蓄積 DB）について関連する国際標準化検討状況と照合し、国際標準化に適した仕様を策定し、ISO／TC204 へ国際提案を推進する。

②　ＰｌａｃｅＸＭＬの国際標準化

地図情報（背景地図）に左右されずに地理空間情報を記述できる標準言語として、当協会が

平成 18 年度に策定した PlaceXML について、ISO／TC211 へ国際標準化すべき項目として提案を行い、NWIP（新規作業項目）として国際プロジェクト化としての推進を目指す。

③ ＳＶＧのＪＩＳ化協力

Web グラフィックス用の XML ベースの記述言語及び画像フォーマットである SVG（Scalable Vector Graphics）のコア的な仕様と位置づけられる SVG Tiny1.2 が、W3C にて 2008 年 12 月に勧告され、一方、モバイル通信向け新サービスの相互接続性の確保と標準化を目的とする国際的な業界団体である OMA（Open Mobile Alliance）においても、SVG を各種モバイル機器の標準ブラウザーとして採用することが決まるなど、SVG に対しては今後の発展と利用範囲の拡大が期待されるため、W3C の勧告をもとに、その英文の仕様書の翻訳など JIS 化作業を実施する。

４　スマートハウス／コミュニティの推進

(1)　スマートハウスのビジネスモデルに係る調査研究（国庫委託応募事業）

経済産業省では、太陽光発電や電気自動車（ＥＶ）、蓄電池などの省エネ要素技術をスマートグリッドやエネルギー管理システムで結ぶ「スマートコミュニティ」を低炭素社会の実現につながる社会システムとして構築するとともに、国際市場への展開を促進するため、関連する産業・企業による「スマートコミュニティ関連システムフォーラム」を設置して、スマートコミュニティのビジョンの共有や再生可能エネルギー、ＥＶ、住宅・ビルなどに求められるシステム化の要件、さらにはこれらを海外展開していくための国際標準化の推進や戦略などについて検討を行っている。

本事業はこの一環として、昨年度実施されたスマートハウス（一般に情報化された住宅を意味するが、最近では太陽光や蓄電池、燃料電池などを含め、家庭内のエネルギー最適化を行う住宅）実証実験の成果等を踏まえて、家電や設備機器から得られる情報を利用した様々な付加価値サービスについて検討を行う。

(2)　スマートハウス／シティ推進フォーラムの運営

当協会にスマートハウス／シティに関わる企業が参画する「スマートハウス／シティ推進フォーラム」を設置し、経済産業省が設置する「スマートコミュニティ関連システムフォーラム」と連携して、CO2 削減を目的とする家庭内情報利活用のための仕組み作りとして、以下の検討を行う。

- ●家庭内における CO2 計測ルール（頻度、単位）
- ●機器とホームサーバ（ゲートウェイ）の接続ルール
- ●ホームサーバと外部サーバの接続ルール
- ●情報保護（家庭の活動情報の取扱ルール／機器の利用情報の取扱ルール）
- ●CO2 の共通評価指標
- ●スマートハウスから得られる情報による新サービスとその実現方策

５　ビジネスインフラの整備

⑴　標準ビジネス取引基盤構築に関する調査研究　（㈶ＪＫＡ補助事業）

企業間で必須の情報交換手段となりつつある EDI(電子データ交換)を、企業や業界を越えて自由自在に情報交換や共有を行える基盤（ビジネスインフラ）に進化させるための調査研究を行う。

具体的には、次世代 EDI 推進協議会（JEDIC）と連携協力しつつ、中小企業の多い産業基盤部材（素形材、電線等）・産業共通サービス（加工、物流等）の取引における EDI を中心に、健全性・業際性・国際性から評価を行い、これらを満足するための要件を検討し、産業界に提言する。特に優れた業界事例については、表彰（ビジネスインフラ EDI 大賞(仮称））や他の業界への紹介等、波及のための活動を行う。さらに、EDI 導入実態調査などを通じて業界標準 EDI の現状を調査し、ビジネスインフラと成りえる望ましい業界標準 EDI 導入のためのガイドラインとしてまとめる。

⑵　ビジネスインフラに係る国際標準化への対応に関する調査研究

企業、業界、国境を越えた円滑な電子商取引の実現には、国際的に共通な基盤（電文、情報表現、業務情報、業務連携の仕方）が共通化（標準化）されている必要があり、ISO の TC154 や国連 CEFACT、アジアでは APEC などの様々なレベルで、これらの標準化が進められている。本事業では、これらの標準化活動に参加し、わが国の産業界の意見等の反映を図る。ISO TC154 については、当該 TC の規格審議に対応する国内審議委員会を組織し、ビジネスインフラ関連の規格案件の内容を審議し、ISO に回答する。

⑶　ビジネスデータ品質に関する調査研究（㈶ＪＫＡ補助事業）

工業製品の設計・製造データのモデルに関する国際標準化を行う ISO TC184/SC4 に設置されたワーキンググループ（WG13）において、適用範囲が技術分野や応用対象等に限定されない、より包括的なビジネスデータの品質に関する標準化の検討が始められていることから、この検討に参加し、わが国産業界の意見を反映させる。

また、当協会が標準化の提案を行い、平成 20 年 10 月に ISO 標準となった製品の三次元形状に関するデータ品質規格（ISO 10303-59）について、日本の産業界からも要望が出ている三次元形状以外のデータ品質にも規格化範囲を拡大し、その規格化要件を検討する。

⑷　エンジニアリングデータの交換に関する国際標準化

①　エンジニアリング分野のデータ品質に関する国際標準化

データ品質規格の要件検討の活動成果に基づいて、具体的なデータ品質規格を新たに ISO TC184/SC4 に提案し、日本の産業界の支援を得て専門家を国際会議に派遣し、国際的な合意を図りながら規格の完成を目指す。

②　ISO TC184/SC4 に関する国際規格の審議

ISO TC184/SC4 の規格審議に対応する国内対策委員会を組織し、製品データモデルの表現規約（STEP）や電子部品ライブラリ（PLIB : Parts Library）等の規格案件の内容を審議し、ISO に回答する。

⑸　標準企業コードの利用領域拡大（登録・管理）

EDI（電子データ交換）に利用する「標準企業コード」の登録・管理を平成元年 4 月から実施しており、現在、24,200 社(平成 22 年 2 月)を超える企業に利用されている。平成 22 年度も引き続き登録・管理を実施する。さらに本年度は標準企業コードの利用領域を、従前の EDI における情報のやり取りの際の企業識別以外に、電子的な取引記録の証憑における企業識別、2 次元バ

ーコードなどの自動認識技術と連動した貨物、物品、資産管理における企業識別等に拡大するため、その可能性やニーズの調査及び技術的な検討を実施する。また、標準企業コードの利用を促進するための啓発資料の整備、標準企業コード登録企業への情報提供などを検討し、逐次実施する。

⑹　ＯＳＩオブジェクトの登録・管理

OSI(開放型システム間相互接続)による通信では、共通に認識しなければならない対象（オブジェクト）に対して識別子を付与している。当協会は日本工業標準調査会から国内登録機関としての業務を平成 2 年 11 月に移管されており、平成 22 年度も引き続き当該業務を継続実施する。

６　安信簡情報環境の整備

⑴　電子認証の民間制度・基盤の確立に関する調査研究（㈶ＪＫＡ補助事業）

企業が社員等の認証に基づいて発行する電子証明書は、電子の名刺/社員証/担当印等として、また、「電子メールの改ざん対策/フィッシング対策」、「電子決済/電子文書保存」、「インターネット経由で提供される販売/会計等アプリケーションサービスの電子認証」等に使うことができるが、これを広く共通のルールで運用すれば、取引先を含めた全体の最適化や内部統制の強化が実現できるグローバルな仕組みになる。

このため、平成 21 年度において、企業ベースでの認証基盤を社会的仕組みに押し上げるための全体的な制度設計や認証局等の技術要件などを検討し､JCAN(Japan CA Network)として取りまとめ、講演会やパンフレット等を通じたプロモーション活動を行った。

平成 22 年度は、この検討結果や産業界からの意見等を踏まえて基盤の構築及び上記アプリケーションへの電子証明書の利用促進を目的としたプロトタイプ実証を行う。

⑵　安全な情報管理と業務効率化に資するＩＤ連携のあり方に関する調査研究

電子の世界で展開される様々なサービスにおいては、多くの場合、サービス提供側が利用側の人・組織に独立の ID を付して管理する結果、ばらばらな認証基盤が形作られている。一方、これら独立した複数のサービスの全体効率化を図るため、サービス間での認証連携や ID 連携の試みも行われているが、このためには ID 等の維持管理に膨大な負担が発生している。

このような状況を本質的に変え、B2B、B2C の情報環境に画期をもたらす考え方として、一定のルールにより利用者自ら発番する ID によって連携する方法があり、その 1 つが、Pseudonym（PS 名と記す。なお仮名と訳されることもある）である。平成 21 年度では、ドイツ市民ポータル法を参考に検討してきたが、平成 22 年度は、その結果を踏まえて、実名と結びついた ID や PS 名を証明する認証基盤、セキュアな双方向情報交換基盤、情報保管基盤、ID、PS 名の連携基盤などの仕組みの社会システム実装上の課題等を検討し、プロトタイプによる実証評価を行う。

⑶　模造品対策におけるトレーサビリティに関する国際標準化

半導体業界における模造品対策として「インターネット上で真贋判定を行う機能」等の対策を業界に協力して実施し、業界標準化を進めてきたが、この規格が ISO/TC247 で検討されることになったことから、国際標準化に向けて国内審議をとりまとめる立ち位置で引き続き協力活動を行う。

具体的には、2010 年 6 月のベルリン会議に向けて、議長国である米国やドイツと連携し、半導体業界や自動車工業会等及びそれを主管する METI･JEITA 等と協業で国際標準案をまとめ提案する。なお、この国際標準案には上記「⑴電子認証の民間制度・基盤の確立に関する調査研究」

の成果が反映されることになる。

(4)　電子記録管理基盤に関する調査研究

① ビジネス記録の利活用システム共通基盤化に関するフィージビリティスタディ

企業間にまたがる電子記録管理を適正に行うためには、技術方式、運用方式を統一することによって相互運用性を確保する必要がある。このような共通基盤化の対象には、電子文書を保存管理・検索利用するためのメタ情報の様式･情報項目、その交換方式やライフサイクル管理方式、電子署名やタイムスタンプの長期検証の実現策、ユーザインターフェース、署名目的の明示化（署名ポリシー）などがあり、共通基盤化に必要なこれらの技術･運用要素について全体的な洗い出しを行い、対応策の及び実現性の検討を行う。

② 電子データ保存システムに関する調査研究　(財)ＪＫＡ補助事業）

企業が作成･保存する文書類は、ｅ-文書法によって電子媒体での保存が認められているが、これを企業自らが長期にわたって安全に管理、取出しを行うだけでなく、クラウドサービスとして提供される可能性があり、その信頼性の確保が必要不可欠である。

このため、上記共通基盤化の上に実現される応用システムとして、電子文書を安全に保管し、いつでも利用できる「公認電子文書保管庫」や、個人の情報を安全に保管し、必要なときにルールに従って利用できる「個人情報保管庫」などを想定し、実現方式の検討と運用ガイドライン策定に向け、海外の先行事例調査、わが国での実現方法等についての検討を行う。

(5)　電子文書応用基盤フォーラムの運営

電子空間における情報の生成、利活用が爆発的に増大する中で、電子的に記録された「情報の信頼性」、「安全な保管」、「安心できる取扱い」に対する重要性も飛躍的に増大しており、企業においては企業活動の効率化・透明化、企業秘密の流出防止等のための電子記録マネージメントの構築が叫ばれている。

このため、当協会の中に関係企業からなる「電子文書応用基盤フォーラム」を設置し、電子文書・画像のビジネスへの利活用やタイムスタンプ等の電子文書に係るシステム基盤を推進する諸団体と連携しつつ、電子記録マネージメント基盤の確立と応用に向けた活動を行う。

7　電子情報利活用における個人情報保護基盤の整備

企業活動のグローバル化が進み、特にアジア諸国へのビジネスが注力されている中で、個人情報の越境・移転が増大しており、わが国企業がこれを安心できるようにすることの重要性が増している。

このため、当該分野における APEC プライバシーフレームワーク実証プロジェクトの推進に協力するとともに、わが国のプライバシーマークを含めて各国で運用されている Trust mark の相互承認に関する検討、わが国における APEC／CBPR 認証機関のあり方の調査研究等を行う。

【　電子情報の安全･安心に係る制度の運営及び向上　】

1　プライバシーマーク制度の運用

(1)　プライバシーマーク制度の運用

平成 10 年 4 月に当協会が運用を開始したプライバシーマーク制度は、JIS Q 15001:2006（個人情報保護マネジメントシステムー要求事項）を審査基準とする第三者認証制度として運用している。平成 17 年 4 月の「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」という。）の施行を契機として、保護法を遵守する際の有効な手段としての認知が事業者の間に広く浸透し、わが国の個人情報保護の推進に重要な役割を果たすとともに、海外からも注目を集めるに至っている。

平成 22 年 2 月末での付与事業者の有効事業者数は 11,278 社となっている。

平成 22 年度も引き続き、指定機関 17 機関及び研修機関 3 機関（平成 22 年 2 月現在）と、連絡会等の開催などを通じ相互に協力しながら同制度を運用するとともに、事務局及び審査体制の整備･増強、審査員登録制度の一部見直しなど、全工程に係る業務効率の向上を目標に制度運用の改善に取り組む。また、国際動向や国際標準との整合性に留意し、制度の透明性の確保及び信頼性向上に努める。併せて、更新率の維持･向上のため付与事業者に対する情報提供の強化、消費者に対する制度の認知度向上のための啓発活動を通じた付与事業者の満足度向上などの制度の拡充に努める。

さらに、海外の同種制度との相互承認推進に向けた国際協力などの必要な取り組みも行う。

(2)　プライバシーマーク制度に係る情報提供

プライバシーマーク付与事業者を対象とした各種研修会の実施やプライバシーマーク取得をめざす中小事業者、消費者を対象としたプライバシーマーク制度説明会を通じて、引き続き個人情報保護に関する各種の情報を提供する。

特に、平成 22 年度においては、中小事業者向けの情報提供サービスを重点的に行うため、個人情報保護マネジメントシステム(PMS)構築相談室の利用促進や経済団体等が主催する個人情報保護に関するセミナー等に講師派遣を行うとともに、消費者団体等が主催するセミナー等にも講師派遣を行う。

また、付与事業者専用ホームページの充実、海外向け情報発信、平成 21 年度に実施した「個人情報の保護に関する消費者意識の実態調査」に関わるアンケートの結果を踏まえ、積極的な情報発信を通じて、消費者のプライバシーマーク認知度の向上、事業者のプライバシーマーク付与認定の促進に資するとともに、個人情報保護に関する国際連携等のための海外向け情報発信を充実させる。

(3)　プライバシーマーク審査員の評価・登録

審査員の質的向上と審査レベルの均質化を目的として、平成 19 年 9 月にプライバシーマーク審査員の登録制度を開始し、その登録者総数は、主任審査員 270 名、審査員 290 名、審査員補 537 名で、合計 1,097 名（平成 22 年 2 月 24 日現在）となっている。

平成 22 年度は、本制度発足後最初の更新年度（有効期間 3 年）にあたり、大量の更新登録申請が見込まれるため、それに対応する評価・登録業務、評価委員会の運営体制の拡充を図り、引き続き、新規登録申請者の審査や既登録者からの審査実績ならびに実務評価による「格上げ登録申請」などの評価、登録業務を円滑に実施する。

２　認定個人情報保護団体の運営

当協会は、保護法第 37 条第 1 項に基づく認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）として経済産業大臣及び総務大臣より認定を受けており、保護法第 37 条の①業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、②対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する情報の提供、③そのほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務を認定団体として実施している。

対象事業者は、プライバシーマーク制度によって認定されている付与事業者であって、保護法第 41 条に従って対象事業者となることに同意を得た 6,872 の事業者（平成 22 年 2 月 24 日現在）が対象となっている。平成 22 年度においても、対象事業者管理、苦情処理管理等の仕組みを充実し、引き続き認定団体の業務を推進して対象事業者の適正な個人情報の取扱いの促進を図る。また、他の認定団体間の整合性を確保すること等のために意見交換を行うとともに、保護法の適切な運用に資する。

３　情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営

(1)　ＩＳＭＳ適合性評価制度の運用

情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：Information Security Management System）適合性評価制度は、現在、平成 17 年 10 月に発行された ISMS の国際規格 ISO/IEC 27001（JISQ27001）及び ISO/IEC 27006（マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項）をベースとし、国際的に整合性の取れた情報セキュリティマネジメントを評価する第三者認証制度である。

当協会では、平成 14 年度から本制度の本格運用を開始し、ISMS 認証審査を行う「認証機関」25 機関、ISMS 要員認証機関 1 機関を認定しており、認証機関が認証した取得組織数は 3,448 組織（平成 22 年 2 月現在）となっている。

平成 22 年度も引き続き、新規の申請機関及び認定した機関の審査（更新・サーベランス）を行うとともに、認証機関や認証取得組織等に対して制度のより一層の信頼性の確保・定着のための活動や ISMS/ITSMS の国際的対応を図るための標準化活動、PAC／IAF（太平洋認定機関協力機構/国際認定機関フォーラム）会員として国際的な関連機関との相互連携を推進する。

(2)　ＩＴＳＭＳ適合性評価制度の運用

IT サービスマネジメントシステム（ITSMS : Information Technology Service Management System）適合性評価制度は、平成 17 年 12 月に発行された ITSMS の国際規格 ISO/IEC 20000（JIS Q 20000）をベースとした IT サービスマネジメントを評価する第三者認証制度であり、IT サービス運用管理の品質を継続的に維持・向上させることを目的としている。

本制度は、ISMS 制度との統合を視野に入れ、平成 19 年 4 月より本格運用を開始しており、現在、９認証機関を認定している。認証機関が認証した組織数は、112 組織（平成 22 年 2 月現在）となっている。4 年目となる平成 22 年度では認定の対象となる認証機関の認定審査・登録業務を実施するとともに、本制度全体の運用・維持管理及び体制の整備、関連団体及び関連事業者を対象に ITSMS に関する普及啓発活動を実施する。

(3)　ＢＣＭＳ適合性評価制度の運用

事業継続マネジメントシステム（BCMＳ：Business Continuity Management System）適合性評価制度は、BCMS の認証基準である英国規格 BS 25999-2（Business continuity

management Part 2 : Specification）に対する第三者認証制度であり、組織における事業継続の能力を向上させることによりわが国産業の健全な発展に貢献することを目的としている。

本制度は、平成 20 年 8 月からの実証運用を経て、平成 22 年 3 月より正式運用を開始することとしており、本年度では認定の対象となる認証機関の認定審査・登録業務を実施するとともに、本制度全体の運用・維持管理及び体制の整備を行う。

また、企業の事業継続マネジメント（BCM）を浸透・定着させるため、必要なユーザーズガイド等を策定するとともに、関連団体及び関連事業者等を対象に国内主要地区において BCMS に関する普及啓発を行うためのセミナー等を開催する。

４　電子署名・認証制度の推進支援

⑴　特定認証業務の認定に係る業務の実施方法等の調査

当協会は、「電子署名及び認証業務に関する法律」（以下、「電子署名法」という。）に基づき、主務大臣から特定認証業務の認定に係る指定調査機関として指定されている。

現在、国が認定する特定認証業務は 18 業務（平成 22 年 2 月現在）であり、これら認証業務の認定の更新・変更認定及び新規に認定を申請する認証業務に関して、電子署名法で定める設備要件、利用者の真偽確認に関する要件、業務運用要件等への適合性に関する調査を引き続き平成 22 年度も実施し、その結果を主務大臣に通知する。

⑵　電子署名・認証の利用促進ならびに普及啓発（国庫委託応募事業）

特定認証業務の調査機関として蓄積された専門的知見等をもとに、特定認証業務を行う者及びその利用者等に対し、問合せ、相談等による情報の提供、助言その他の援助を行うほか、利用者の電子署名の取り扱いに関する意識の啓発、電子署名・認証のしくみ等に関する正しい理解を深めるための諸活動を実施し、電子署名及び認証業務の円滑な実施と拡大を図る。

また、電子署名法の認定に係る基準とその運用に関する課題や暗号アルゴリズムの移行など、当該制度運用の向上に資する検討を実施する。

５　安全安心に係る制度の向上に関する調査及び普及啓発

⑴　ＩＴサービスマネジメントの利活用によるシステム構築・運用環境の改善に向けた調査研究（㈶ＪＫＡ補助事業）

①　ソフトウェア資産管理に関する調査研

企業の知的財産経営及びセキュリティ対策を推進する上で重要なソフトウェア資産管理（SAM）は、IT サービスマネジメントシステム（ITSMS）構築の重要な要素であることから、その導入促進を図る観点から SAM 導入ユーザーズガイドの検討を昨年度から行ってきた。

平成 22 年度では、このガイドに基づいて、企業・組織における IT 資産、とりわけソフトウェア資産管理をいかに効果的に運用管理できるかを実証評価するとともに、国際規格 ISO/IEC 19770-1（Information technology -Software asset management Part1）に基づく評価基準との比較検討、及び ITSMS における SAM プロセスの有効性等についても評価を行い、効果的な SAM の導入と ITSMS と SAM の統合化の実現による IT サービスの継続性を確保するための調査研究を行い、企業・組織への情報セキュリティ全体の基盤整備を実現し、わが国における企業の情報セキュリティ強化の促進及び IT サービスの品質向上を目指す。

② 情報セキュリティの総合的普及啓発シンポジウムの開催

ソフトウェア資産管理を適正に行わない場合に惹起される問題は多方面にわたっており、著作権、システム監査、ウイルスなど関連する問題については、学会やNPO、公益団体、独立行政法人、監査団体などが各々独自の立場から取り組んではいるが、相互の連携が必ずしも図られておらず、またソフトウェア資産管理の及ぼす個々の影響や全体としての方向性が一般ユーザーには見えにくくなっている。

このため、情報セキュリティに関して関係する団体･組織と連携した総合的普及啓発シンポジウムを情報セキュリティ月間にあわせて実施し、ITSMSにおけるSAMプロセスの有効性等に関する実証評価の結果を中心としたシンポジウムを東京で２日間開催する。

⑵　経済産業分野における個人情報保護ガイドライン見直し（国庫委託応募事業）

保護法に対する企業の理解不足等に起因する混乱や中小零細事業者の対応の遅れ等、保護法運用上の課題に対して、経済産業省では「経済産業分野における個人情報保護ガイドライン」やQ&Aを通じて、個人情報の適正な取扱いの確保や有用利用の促進を図っている。

当協会ではこれまで、プライバシーマーク制度の実績や知見等をこれらに適切に反映させるため、当該事業の実施や検討委員会ならびに作業部会への委員の参加等の協力を行ってきた。

平成 22 年度では、事業者の保護法対応への取り組みの実態調査を行い、その結果を踏まえてガイドライン及び Q&Aの見直しを検討するとともに、中小零細事業者の参考となる取り組み事例を取りまとめ保護法への対応の促進を図る。併せて、他の認定個人情報保護団体と協力して、保護法とガイドライン等の普及活動を推進し安全・安心な社会の実現に資する。

⑶　電子署名に関する調査

電子署名・認証業務は進展著しい暗号技術やセキュリティ関連技術に関するものであるため、認定制度の信頼性を維持する上で、常に関連技術の動向ならびに利用状況等を調査分析する必要がある。また、諸外国の電子署名及び認証業務に関する認定制度に係る法令、制度等を調査し、我が国の認定基準との比較分析を行い、認定制度等の安全・信頼性についての客観的な評価に資する必要があることから、これら技術、制度に関する調査を実施する。

【　電子情報利活用の促進に関する普及啓発及び広報　】

1　情報化月間への協力

国民の情報化に対する理解と認識を深めることを目的に政府が毎年 10 月に実施する「情報化月間」に対して、特別行事への積極的な参加（協会成果を主体とした講演会の企画提案及び開催）など円滑な実施に協力するほか、情報関連団体と協力して記念祝賀会を開催する。

2　セキュリティ＆プログラミング・キャンプ 2010 の実施（IPA 委託応募事業）

中等教育段階からの IT 人材の早期発掘・育成を推進するため、22 歳以下の学生・生徒を対象に情報セキュリティとプログラミングに関する高度で実践的な IT 教育研修を合宿形式で実施する。具体的には、IT への関心が高く意欲的な若者を数十名程度選抜し、技術面のみならずモラル面、セキュリティ意識、職業意識等の向上を図ることを目的に、「セキュリティ」と「プログラミング」の 2 コースで講義実習を行う「セキュリティ＆プログラミング・キャンプ 2010（仮称）」を開催するとともに、キャンプの認知度向上を図るための IT 教育研修を実施する。

３　情報提供及び普及啓発

(1)　情報化白書の発行

わが国の情報化動向を総合的に紹介する「情報化白書」の作成に向けた編纂業務を行う。情報化白書は、創刊以来、ほぼ毎年発行してきたが、平成 21 年 9 月に発行した 2009 年版以降については、その構成方針を踏襲しつつ隔年発行として、2011 年版の編集計画を立案する。

掲載内容に関しては、協会事業成果の比率をこれまで以上に高めるとともに、企業及び消費者動向のオリジナル調査結果の収録を企画検討するほか、提供形態に関しても電子化等の媒体多様化への対応やデータ編で提供している各種統計情報等の更新版の協会ホームページ上での公表等を検討する。

(2)　事業活動・成果等の情報提供

当協会の事業成果などを協会ホームページで公開するほか、JIPDEC メールマガジンを毎月 1 回（25 日前後）発行して協会の最新の事業活動と行事案内、ニュースピックアップ、関係省庁及び情報関連団体の IT 関連イベント等の情報を提供する。

さらに、当協会の事業成果報告書や新規書籍の出版、講演・セミナーの開催を通じて当協会の事業成果の普及を図る。

(3)　賛助会員サービス

賛助会員に対して、調査研究成果の提供、各種シンポジウム・セミナー、研修講座等の優先参加・優待等のサービスを実施する。